

## 社会医療法人 稲穂会 天草慈恵病院 介護医療院（運営規程）

（運営規程設置の主旨）

第1条 社会医療法人 稲穂会として開設する天草慈恵病院 介護医療院（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行うと共に必要に応じて自宅等への復帰を図る。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または身元保証人等の了解を得ることとする。
- 7 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第Ⅰ項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 施設名 天草慈恵病院 介護医療院
- （2） 開設年月日 平成 30年 10月1日
- （3） 所在地 熊本県天草郡苓北町上津深江278-10
- （4） 電話番号 0969-37-1111 FAX 番号0969-37-1536

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りであり、必要職については法令の定めるところによる。

- 一 管理者 1名(併設病院兼務)  
管理者は、介護医療院に携わる従業者の統括管理、指導を行う。
- 二 医師 1名(併設病院兼務)以上  
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
- 三 薬剤師 1名(併設病院兼務)  
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する。
- 四 放射線技師 1名(併設病院兼務)
- 五 看護職員 8名以上  
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- 六 介護職員 10名以上  
介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- 七 支援相談員 1名(併設病院兼務)  
支援相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 八 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等 1名(併設病院兼務)以上  
理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 九 管理栄養士・栄養士 各1名(併設病院兼務)以上  
管理栄養士・栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 十 介護支援専門員 1名  
介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題並びに診療の方針に基づき、施設サービス計画を作成するとともに、サービス提供に当たる他の従業者と、適宜協議を行う等のチームアプローチを基本とした連携を図り、同計画の適切な実施及びその変更等に係る業務を行う。
- 十一 事務員 1名(併設病院兼務)  
事務員は、施設の円滑な運営に資するよう、適切な事務の処理を行う。

(入所定員)

第6条 当施設の入所定員は、49人とする。

(介護医療院のサービス内容)

- 第7条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。
- 2 当施設では医師、看護職員、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき、理学療法士、作業療法士又は理学療法、作業療法を適切に行う、リハビリテーション機能強化の体制にて適切なリハビ

リテーションを提供する。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- 1 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を介護報酬告示上の額に乗じた金額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。
- 2 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 3 利用料として、居住費・食費、特別な室料及び特別な食事の費用、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。  
食費、居住費については、介護保険負担限度額に応じ次のとおりとします。  
但し、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担となります。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合は、その提供に当たって、あらかじめ入所者又はその家族に対し、内容及び費用を文書で説明した上で、同意について入所者等の署名を受ける事とする。
- 5 前第1項の法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(身体拘束等)

- 第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
    - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
    - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

- 第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 11 条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 12 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととします。食費は利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととします。
- ・ 面会は、面会受付をして頂き、面会時間は 8：30 分から 20：00 迄とします。
- ・ 消灯時間は、21：00 となっております。
- ・ 外出・外泊は、当施設所定の届出様式にて管理者の許可を得て行って下さい。
- ・ 飲酒・火気の取り扱いは、当施設内においては厳禁とします。
- ・ 喫煙につきましては、施設内の喫煙場所をご利用下さい（原則煙草につきましては施設預かりとさせていただきます。）
- ・ 金銭・貴重品の管理は、利用申込み時に協議し当施設にて管理する場合は当法人にて別途定める預かり金管理規定によります。
- ・ 外泊時等の施設外での受診につきましては必ず当施設にご連絡下さい。
- ・ ペットの持ち込みは、厳禁とします。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。（事業所管理者とは別に定めることも可）
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。（名前を列記しても可）
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 15 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
  - 3 事故内容が賠償責任を生じるものである場合、速やかに損害賠償出来るよう努める。
  - 4 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する定期的な研修を実施する。
  - 5 前 4 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第 16 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
  - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 17 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他のこれに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第 18 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団 稲穂会の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第 19 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 20 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な

管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
  - 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 4 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人 稲穂会の理事会において定めるものとする。

附則 この運営規定は、平成30年 10月 1日より施行します。  
この運営規定は、令和 5年 10月 1日より改定する。